

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

指定管理に関する年度協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別表	頁	条	項目等	質問内容	回答
1	○		1	1	年度協定の目的	「各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価を定めることを目的とする」とありますが、サービス対価は(その改定方法等も含み)事業契約書において定められており、別途合意するものではないと理解しています。指定管理に関する年度協定書では、事業契約書に定めるサービス対価を確認するという趣旨でなければ契約が整合しませんので表現を見直したほうがよいと思います。	ご意見として承ります。趣旨としては、お見込みのとおりです。
2	○		1	4	サービス対価	本業務の実施に係るサービス対価は事業契約に定められているため、例えば、「令和●年度(20●●)年度の本業務の実施に係るサービス対価は、維持管理及び運営業務のサービス対価に含まれ、事業契約書及び契約関係書類に基づき支払われることを確認する。」などとすべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
3	○					当該年度協定書(案)は事業契約約款第53条第3項に規定されているものと思われませんが、事業契約約款(案)の別紙には含むなど、事業契約との紐づけはなされないものでしょうか。	紐づけされていると捉えています。